

第21回たつの市農業委員会総会（8月定例会）議事録

令和7年8月27日（水）午前10時から第21回たつの市農業委員会総会（8月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員16名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田さん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 3名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎	副主幹	近藤 由香
----	-------	-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第21回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は16名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、1番三村誠委員、8番八木正邦委員及び12番田淵大勝委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第 18 条の規定による合意解約の通知について
を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第 1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定に基づき、5 番
福田敏和委員、6 番河井由一委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第 2「議案第 129 号 農地の競売に対する買受適格証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 129 号 農地の競売に対する買受適格証明願の承認について」

農地の競売に対する買受適格証明願の承認が 1 件出ておりますのでご説明いたします。

農地の競売については、落札者が農地法上の許可を受け、確実に権利移動を行う必要がありますので、農地法の許可に準じた審査を行い、承認された場合、買受適格証明書を交付しております。

番号 1072 の申請地は、掛保川町内の 3 筆の田及び畑で、合計面積は 1,816 m²でございます。

願い出人は議案書のとおりで、この度、新規営農するための農地を競売等により取得するため、買受適格証明願の申請がありました。

願い出人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、新規営農にあたり、季節野菜及び果樹の栽培等の営農計画をたてており、農機具として手押し耕運機、草刈り機等を所有し、補助者 2 名とともに農業従事するとのことで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当しないので、買受適格者と認められます。

なお、入札日が 9 月 11 日から 9 月 18 日、開札日が 9 月 24 日となっており、落札されますと改めて 3 条許可申請書の提出がありますが、会長専決規程により専決処分し、次回の定例会において報告することになります。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○ 議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 129 号」は原案のとおり承認することに決しました。

なお、事務局説明のとおり、願い出人が落札し、同一内容の 3 条申請があった場合は、会長専決規程に基づき、専決処分による許可手続きを行い、定例会にて報告いたしますので、ご了承願います。

次に、日程第 3「議案第 130 号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 130 号 非農地証明願の承認について」

農地法第 2 条に規定する農地ではない旨の証明願が 4 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1054 の願い出地は、菅田町内の登記地目・畑、現況は公衆用道路、面積は 29 m²でございます。願い出人は、議案書のとおりで、平成 16 年以前から公衆用道路として使用され現在に至っ

ており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真により確認し、公衆用道路であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2 件目の番号 1065 の願い出地は、揖西町内の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 264 m²でございます。願い出人は、議案書のとおりで、平成 3 年以前に自宅建物に附属する車庫として建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 3 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の番号 1069 の願い出地は、神岡町内の登記地目・田、現況は宅地、面積は 251 m²でございます。願い出人は、議案書のとおりで、昭和 53 年に農業用倉庫を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、固定資産税評価証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の番号 1051 の願い出地は、揖保川町内の登記地目・畑、現況は宅地、面積は 158 m²でございます。願い出人は、議案書のとおりで、昭和 43 年 5 月 1 日に住宅を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書及び固定資産税評価証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 130 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 4「議案第 131 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 131 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 9 件出ておりますのでご説明いたします。

1 件目の番号 1055 の申請地は、揖保町内の田で、面積は 495 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は農業経験が無く、農地から離れたところに居住しており耕作管理が難しいことから、地域で耕作し耕作面積を増やしたいと考えている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1059 の申請地は、揖西町内の畑で、面積は 466 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、以前から利用権設定し耕作している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受

人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1020 につきましては、7 月定例会において、営農計画書の内容に疑義があったため審議保留となっておりましたが、この度、指摘事項について整理のうえ再提出があったため再審議いただくものでございます。

申請地は、新宮町内の 3 筆の田で、合計面積は 1,444.39 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいことから、空き家に付随する農地として購入を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜及び栗等の果樹を栽培する営農計画をたてており、畑を耕作するために必要な農機具は購入し、譲渡人の親戚の方に指導を受けて耕作するということで、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1053 の申請地は、新宮町内の田で、面積は 1,657 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は、以前から利用権設定し耕作している譲受人が農業拡大を図りたいとのことから、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1057 の申請地は、新宮町内の 2 筆の田で、合計面積は 511 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は相続した

農地で耕作管理が難しいことから、空き家に付随する農地として購入を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、空き家に居住する予定はないものの、複数の農作業仲間と協力して農作業を行う営農計画を立てており、畑を耕作するために必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1060 の申請地は、新宮町内の畑で、面積は 318 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人が所有する農地について現地調査を行ったところ、令和 5 年 8 月に農地法第 3 条で取得した農地が保守管理の状況であり、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれませんでした。

そのことから、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「取得後において耕作に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合」に該当するため、地区委員会において不許可相当と判断されました。

7 件目の番号 1047 の申請地は、揖保川町内の畑で、面積は 182 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、申請地の隣接地に居住している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の番号 1052 の申請地は、揖保川町内の 2 筆の田で、合計面積は 3,613 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は県外居住で耕作管理が難しいことから、地元の農業生産法人である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。また、譲受人は、農地所有適格法人としての申請であり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

9 件目の番号 1049 の申請地は、御津町内の 2 筆の田で、合計面積は 1,077 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は高齢で市外居住のため耕作管理が難しいことから、地元で耕作を希望している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、梅を栽培する営農計画を立てており、畑を耕作するために必要な農機具等も所有またはリースする予定であり、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、番号 1060 については、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当するため不許可相当、番号 1060 以外については、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、番号 1060 については不許可相当、番号 1060 以外については原案のとおり許可相当として承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 131 号」は、番号 1060 については不許可相当、番号 1060 以外については原案のとおり許可相当として承認することに決しました。

次に、日程第 5「議案第 132 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 132 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3 条贈与の案件が 1 件出ておりますので、ご説明いたします。

番号 1067 の申請地は、新宮町内の田で、面積は 1,735 m²、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、譲渡人は市外居住のため耕作管理が難しいことから、現在耕作してもらっている親族である譲受人に農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありません

んか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 132 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 133 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 133 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5 条使用貸借権設定の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

番号 1071 の申請地は、揖保川町内の畑で、面積 485 m²のうち 257.63 m²、農地区分は農振農用地に該当します。

申請人は、借受人・貸渡人は議案書のとおりで、転用目的は、隣接する宅地に住宅建築するにあたり、貸渡人が所有する農地の一部を一時的に使用貸借し、露天駐車場及び露天資材置場とするものでございます。

土地の造成期間は許可後 60 日間、一時転用期間は、令和 8 年 4 月 30 日までとなっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

また、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれるとともに、住宅建築完了後は、責任をもって現況に復旧するとのことでございます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

なお、当該地は農振農用地であるため、8 月 12 日付で、市に対し

一時転用することについて意見を求めたところ、8月15日付た農林第152号の2により、「下部の農地において営農の適切な継続が確保される場合は、農業振興地域の農用地であるが、農業振興地域整備計画に支障はないと判断します。」との回答を得たため、営農への支障はありません。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第133号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第134号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第134号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が5件でしておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1063の申請地は、揖西町内の2筆の田で、合計面積は648㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、施設の建築期間は土地の整地後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1031 につきましては、7 月定例会において、同意書における転用目的の説明に疑義があったことから審議保留となっておりましたが、この度、同意書を再度取り直したうえで提出があったため、再審議いただくものでございます。

申請地は、新宮町内の 3 筆の田で、合計面積は 2,370 m²、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね 500m 以内）かつ農地（等）の集団規模 10h 未満の第 2 種農地（2-（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、譲受人が営んでいる土木建築業の建設発生土を置くために露天資材置場にするものでございます

土地の造成期間は許可後から、60 日以内となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で、必要な資金が準備できていることを確認しました。

盛土規制法等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地地権者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

3 件目の番号 1056 の申請地は、新宮町内の 2 筆の畑で、合計面積は 481 m²、農地区分は、住宅、事業の用に供する施設等が連たんす

る第3種農地（3－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、知人である譲渡人から土地を売買し、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可後から90日間、住宅の建設期間は造成後から180日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

4件目の番号1061の申請地は、新宮町内の田で、面積は1,167㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、売電の為に太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から30日間、施設の建築期間は土地の整地後から30日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

5件目の番号1062の申請地は、新宮町内の田で、面積は835㎡、農地区分は、住居等が連担する区域に近接（おおむね500m以内）かつ農地（等）の集団規模10h未満の第2種農地（2－（3））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人・譲渡人は議案書のとおりで、転用目的は、売

電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、施設の建築期間は土地の整地後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はありませんが、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 134 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 135 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 135 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市から意見を求められているものでございます。

なお、農地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 24 筆、設定面積の合計は 23,269 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 135 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 136 号 地域計画策定案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 136 号 地域計画策定案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、本市が地域計画を策定するにあたり、同法第 19 条第 6

項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求めるものでございます。

本件につきましては、2月定例会及び4月定例会において地域計画策定案について審議し、「異議なし」として意見を附し、現在、72地区の地域計画が策定済みとなっております。

この度、新たに、神岡町筒井地区、上横内地区、西鳥井地区、北横内地区の合計4地区につきまして、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定により地域計画を策定するため、同法第19条第6項の規定に基づき、委員会へ意見を求められているものでございます。

地域計画については、地域の農業の将来の在り方及び将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する10年後の目標等を定め、地域が地域の農業を今後どうしたいのかという意思表示を表すものでございます。

なお、今後の流れといたしましては、9月初旬に4地区の計画案の公告及び縦覧を2週間行い、9月末に計画策定の予定でございます。また、今回策定した計画については、これで計画が終了するのではなく、随時、内容を見直す予定であり、未策定の地域についても引き続き地域と策定に向けて協議を行い、計画を進める予定です。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第136号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第10「議案第137号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 137 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求めるものでございます。

地域計画の変更予定地区である能地地区及び福栖地区につきましては、2 月定例会において地域計画策定案について審議し、「異議なし」として意見を附し、現在、地域計画策定済みとなっている地区でございます。

この度、能地地区につきましては、集落の担い手から一部農地について、10 年以内に経営面積を増減させる申し出があり、福栖地区につきましては、集落の担い手から一部農地について、10 年以内に経営面積を増やす申し出があったため、地域計画を変更するものでございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 137 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 11「議案第 138 号 農地法第 51 条第 1 項第 1 号に該当する違反転用事案の報告について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 138 号 農地法第 51 条第 1 項第 1 号に該当する違反転用事案の報告について」

本議案につきましては、農地法第 51 条第 1 項第 1 号に該当する違反転用事案について県へ報告するにあたり、定例会に諮る必要があることから審議いただくものでございます。

本件につきましては、先月 7 月定例会におきまして、農地法第 51 条第 1 項に該当する違反転用者への勧告について承認いただき、去る 7 月 28 日に違反転用者に対し、8 月 8 日の履行期限にて勧告書を送付したところでございます。

しかしながら、勧告書の送付後、再度の指導にもかかわらず、期日までの撤去はなされず、8 月 21 日に現地確認しましたが、違反転用の是正が行われていない状況でございます。また、同日、事務局へ違反転用者から撤去できていない旨の連絡がございました。

なお、違反転用者からは、当該地について、以前に土地を貸していた建設会社のコンクリート舗装があり、農地ではない旨の主張がありました。これにつきましては、違反転用者自身が土を入れ、令和元年に雑種地から畑への地目変更を行い、登記地目は現在、畑となっていること、また、令和 3 年度に営農型太陽光発電を転用目的とする 4 条申請を違反転用者自身が行っており農地である認識があること、また、現況及び課税地目も畑であることなどから、農業委員会としては農地であると判断しており、農地転用許可を得ずに行っている以上、違反転用事案であり、早急に是正するよう、再度指導を行ったところでございます。

以上のことから、本議案のとおり、農地法第 51 条第 1 項第 1 号に該当する違反転用事案として意見を附して県へ報告し、早期の是正指導を求めるものでございます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 138 号」は原案のとおり決定するこ

とに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時35分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 8 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(5 番 福田敏和委員)

議事録署名委員
(6 番 河井由一委員)